

平成28年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成28年 9月23日(金) 第1回	開会	午前	9時33分
		休憩	午前	9時55分
	第2回	再開	午前	11時15分
		散会	午前	11時21分
	9月29日(木)	開会	午前	9時30分
		散会	午前	9時37分
	10月 5日(水) 第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時36分
	第2回	再開	午後	0時18分
		散会	午後	0時21分
	10月14日(金) 第1回	開会	午前	9時32分
		休憩	午前	9時48分
第2回	再開	午後	2時 2分	
	閉会	午後	2時 7分	

場所 議会運営委員会室

出席委員 神尾高善委員長

伊藤雅俊副委員長、石渡豊副委員長

山下勝矢委員、木下高志委員、田村琢実委員、小林哲也委員、本木茂委員、
小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、井上将勝委員、菅克己委員、
石川忠義委員、井上航委員、萩原一寿委員、村岡正嗣委員

出席者 宮崎栄治郎議長、石井平夫副議長

欠席委員 なし

説明者 塩川修副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案を予定している議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成28年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

今定例会では、9月29日・一般質問初日に一般会計及び流域下水道事業会計の補正予算2件について、10月5日・一般質問最終日に「基本的な計画の策定等」として埼玉県5か年計画について追加提案を予定している。また、10月14日・閉会日には人事議案の追加提案も予定している。

それでは、順次概略を御説明させていただく。

まず、9月29日・一般質問初日に提案させていただく補正予算についてである。

資料2「平成28年度9月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。内容としては、「国の経済対策に基づく補正予算への対応」として、道路・街路事業や河川事業などの公共事業の追加などを行うとともに、「災害復旧に関連する経費」として、台風9号により被災した河川や農地などの復旧工事などを行うものである。一般会計の補正予算額は合計で10億9,425万3千円となり、累計額は1兆8,933億2,924万4千円となる。

次に、10月5日・一般質問最終日に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県5か年計画の策定について」を御覧願う。現行の5か年計画については、今年度で計画期間が終了する。そこで、平成29年度からの県政運営の基本となる新たな総合計画として、「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」を策定することとした。この計画は、人口減少や異次元の高齢化など、本県を取り巻く時代の潮流に挑戦し、「希望と安心の埼玉」「活躍と成長の埼玉」「うるおいと誇りの埼玉」の実現を目指すものである。

最後に、最終日に提案させていただく人事議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「平成28年9月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。その内容だが、土地利用審査会委員の任命についてである。埼玉県土地利用審査会委員に・敷幸志氏、金子康子氏、宮林茂幸氏の3名を再び任命するとともに、川井理砂子氏、作山康氏、石川猛氏、植野寿子氏の4名を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

図書室委員の任命についてだが、鈴木正人委員から同委員を辞任したい旨の申出があり、後任として、改革から、木下博信議員を同委員に推薦したい旨の申出があった。については、鈴木正人委員に替わり、木下博信議員を図書室委員に任命することによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、本日の本会議において、木下博信議員を図書室委員に任命するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 樋口邦利議員の逝去の報告についてだが、樋口邦利議員におかれては、去る9月16日に逝去された。ついては、本日の本会議において、黙とうの後、哀悼の辞及び哀悼決議を行いたいと思う。

まず、(1) 哀悼の辞についてだが、77番浅野目義英議員にお願いしたいと思うが、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、哀悼の辞の前に、樋口邦利議員の御冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思うので、よろしく願います。

委員長

次に、(2) 哀悼決議についてのア 案文及び提案者の確認についてだが、議運委員の連名で提出することによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案文を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 審議手続についてだが、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

4 議員派遣についてだが、アメリカのワシントンD. C. で行われる、「女性のエンパワメントに関する日米韓女性フォーラム」に、本県議会の柿沼トミ子議員を派遣されたいとの依頼が、去る9月20日、外務省から議長宛てにあった。

この件について、お手元の資料1のとおり、議運委員の連名による議員提出議案として、提案することideいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案文を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

この案ideいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしideよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の哀悼決議の採決終了後に上程し、休憩の後、質疑を行うことideいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第19号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということideいかがか。

< 了 承 >

委員長

5 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料2により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の設定についてだが、まず、9月29日(木)については、自民、民進・無所属、公明の順に行うことideよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、9月30日（金）については、自民、県民、改革の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、10月3日（月）については、自民、民進・無所属、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

10月3日については、1番目が杉島理一郎議員、3番目が武内政文議員でお願いする。

委員長

次に、10月4日（火）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

10月4日については、1番目が松澤正議員、3番目が沢田力議員でお願いする。

委員長

次に、10月5日（水）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

小島委員

10月5日については、1番目が岡田静佳議員、2番目が吉良英敏議員、3番目が高橋政雄議員でお願いする。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。>

委員長

6 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・10月3日（月）、案文については、一般質問最終日・10月5日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月14日（金）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いする。

小島委員

急きよではあるが、この場をお借りして、私の方から、決議について御提案させていただきたいと思う。決議の素案をお配りして、御説明させていただきたいと思う。委員長におかれては、よろしくお取り計らい願う。

委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

小島委員

皆様も御承知おきのとおり、北朝鮮は9月9日に、今年2回目となる核実験を強行した。また、8月3日、24日にも長距離弾道ミサイルを発射した。これら一連の行為は国連安全保障理事会決議に明確に違反するものであり、国際社会の平和と安定に重大な脅威をもたらす暴挙である。

我が国は、世界唯一の核被爆国として、核不拡散に積極的に取り組んでおり、このような核実験及び核弾頭を搭載することが可能となる長距離弾道ミサイルの発射を断じて容認することはできない。

こうしたことから、我が会派としては、本県議会として、北朝鮮に対する断固たる抗議の意思を速やかに表明するとともに、全ての核を即刻放棄することを繰り返し求める必要があると考える。そこで、北朝鮮が強行した核実験及びミサイル発射に関して決議することについて御配慮願いたいと考えている。

各会派におかれても、御理解いただくようお願いする。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で協議してまいりたいと思うので、よろしく御協力願う。

田村委員

先ほどの決議だが、誤字が2点ほどあるので訂正願いたい。

まず、冒頭の「(素案)」を「(案)」に訂正願う。もう一点は、下から5行目の「全ての核を即刻放棄するよう再度強く求める」とあるが、「全ての核兵器を」に訂正願う。

委員長

皆様、御了承いただけるか。

< 了 承 >

委員長

それでは、そのように訂正する。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他に入る前に、議員政策研修会について申し上げる。

本日、午後1時から、議員政策研修会が第4委員会室において開催されるので、議員各位の御参加をお願いする。

委員長

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

野本委員

もう少し前に質問すればよかったのだが、人事案件について確認したい。

植野寿子氏の経歴についてだが、平成25年11月に「本橋寿子税理士事務所開設」とある。公職で公人となる任命に関することなので、誤解のないように確認したいが、どういふことなのか説明を求めたい。

委員長

新任の植野寿子氏の経歴書のなかで、「本橋寿子税理士事務所開設」とあるが、苗字が異なる理由の説明を求めらる。

塩川副知事

野本委員から御指摘のあった経歴書の件だが、「植野」は結婚後の姓であり、「本橋」は旧姓である。

野本委員

分かった。公職に就いた後、事務所の行為か本人の行為かなど誤解を招いてもいけないので、念のため確認した。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、８１番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第１９号議案の提案説明終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、午前１１時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することによいか。

< 了 承 >

委員長

1 北朝鮮への制裁強化の徹底を求める決議についてだが、さきの議運で提案のあった決議案について御協議いただきたいと思う。

まず、(1) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

村岡委員

もちろん賛成であるが、先ほどの議運の中で、自民から文言の訂正があった。同じように「世界唯一の核被爆国」という部分も「核」だけ使っており、意味合いが変わってしまうおそれがある。かといって「核兵器被爆国」という表現も余り使われていない。一般的には単に「被爆国」と表現しても不自然ではないので、そのように修正するのはどうか。

先ほど修正した「全ての核の放棄」というのは、原発なども含むように誤解を招くためだと思うが、それはもったもである。同じ理由で「世界唯一の核被爆国」も修正してはどうかということである。広島市長等も「被爆国」と表現していることが多い。「核」の一文字を取った方が伝わりやすいのではないか。

委員長

皆様、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、一字訂正して、議案として提案させていただく。

委員長

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員派遣に係る議第19号議案及びただ今の決議に係る議第20号議案についてである。

まず、(1) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月29日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

平成28年9月定例会 議会運営委員会における発言
(平成28年9月29日(木))

委員長

1 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料のとおり、自民の議席の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受け、自民から議席の報告があったので、事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、ただ今変更をいただいた議席には、本日の本会議の始めから御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

常任委員の所属変更についてだが、荒川岩雄議員から、総務県民生活委員会から警察危機管理防災委員会へ所属変更したい旨の申出があった。

については、荒川岩雄議員を、総務県民生活委員会から警察危機管理防災委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

5か年計画に関する特別委員会についてだが、去る9月23日（金）の議運において、5か年計画に関する特別委員会の設置に向けた協議を進めていくことについて、御決定いただいた。

早速、委員長案を申し上げたいと思うので、御協議願う。

まず、名称及び付託事件についてだが、名称を「5か年計画特別委員会」、付託事件を「新たな5か年計画の策定に関する件」とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員定数についてだが、18人とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員配分についてだが、定数18人を、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民10人、民進・無所属2人、県民2人、公明2人、共産党1人、改革1人となるが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、そのように決定した。

次に、名簿の提出期限についてだが、一般質問中日・10月3日（月）午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

また、一般質問における再質問について、改めて確認する。再質問をする場合には、最後の答弁者の答弁終了後、挙手して「議長」と呼び、議席番号を告げて議長の許可を求めることとなっているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、４２番柿沼トミ子議員、８２番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。なお、柿沼議員におかれては、さきの本会議で可決された議員派遣に基づく公務による欠席である。

委員長

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・１０月５日（水）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

平成28年9月定例会 議会運営委員会における発言
(平成28年10月5日(水)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、去る9月23日(金)に塩川副知事から説明がなされ、本日、追加提案される、埼玉県5か年計画の策定についての取扱いを御協議いただきたいと思う。

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 議案(第92号議案ないし第105号議案、第108号議案及び第109号議案)並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 決算特別委員会の設置、第106号議案及び第107号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてである。

まず、第106号議案及び第107号議案については、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料1の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

以上、決算特別委員会の設置、第106号議案及び第107号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案及び請願の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料2のとおり、意見書16件、決議2件、合計18件であるので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

5 5か年計画特別委員会についてだが、去る9月29日（木）の議運において、18人の委員をもって、「5か年計画特別委員会」を設置し、「新たな5か年計画の策定に関する件」を付託することについて、御決定をいただいた。

まず、委員の選任については、お手元の資料3の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、5か年計画特別委員会の設置及び委員の選任については、一般質問1人目終了後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に、議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他に入る前に申し上げる。

一般質問最終日ではあるが、改めて、一般質問の発言時間について確認する。

発言時間は、先例により、1人30分以内となっている。

各会派におかれても、改めて御確認いただくよう、よろしくお願い申し上げる。

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、82番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる、5か年計画特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成28年9月定例会 議会運営委員会における発言
(平成28年10月5日(水)第2回)

委員長

1 5か年計画特別委員会正副委員長の互選結果報告についてだが、委員長に長峰宏芳委員が、副委員長に小林哲也委員が、それぞれ互選された。については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 知事追加提出議案(第110号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から通告書が提出されている。
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月12日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月14日(金)の議運で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月14日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

平成28年9月定例会 議会運営委員会における発言
(平成28年10月14日(金)第1回)

委員長

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に土屋恵一委員が、副委員長に山下勝矢委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各常任委員会及び5か年計画特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願います。

村岡委員

議請第5号についてだが、委員会では不採択であった。私たちはこの委員会に委員がおらず、紹介議員としても意見を述べる機会はなかった。それ以上に、この件については4,600億円に増額となった2004年時に、本県議会は全会一致で、これ以上の建設費の増額は認めない主旨の決議を行っていることに照らしても、この請願の内容は県民に極めて密接に関わるものである。是非、本会議で県民に対して意見を主張する場を設けていただきたいということで希望する。

小島委員

毎定例会申し上げているが、請願に対する討論は原則行わないことを申し合わせている。今回の討論の希望が出ている請願については、特に討論を必要とするとは考えない。常任委員会で審査されていた状況を鑑みても、この請願は議案の方で討論をすれば目的は達成できると思うので、本会議での請願に対する討論は必要ないと、今回も申し上げておく。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

菅委員

請願に対する討論の件ではないが、請願に関する件であるので、ここで3点確認したい。

1点目は、過日、企画財政委員会で、請願者の委員会における発言が認められなかった件についてである。議事録をひもとくと、請願者の委員会における発言については昨年の臨時会で決められたことであるが、その際、委員長の権限が明確でないことと、どういう形で手続をするかが明確に決められないまま、決定された。そのときに「議会運用規程」なるものの発言があったが、この議会運用規程とは何を意味しているのか。それで採決がされているので、その整理をしていただきたい。

2点目は、企画財政委員会では委員長の判断理由の説明が十分なされなかった件についてである。委員長の判断した内容について、本来、説明がなされるべきだと思うが、当該委員会では、それは議運で議論すべきだということで打ち切られている。本来であれば企画財政委員会で説明がなされるべきである。

3点目は、とても重要なことで、ある意味ルール違反を我々議会がやっちゃっている話になる。発言を希望する請願者に対して、その可否を委員長が判断するわけだが、委員会に対して請願が付託されていない段階で、見切りで、この日に来てほしい旨の連絡をしている。議長に請願が出されていて、まだ委員会付託していない段階で委員長がそういう判断をするのはある意味ルール違反である。そうするならば、本来、請願の付託を先にすべきであると思っている。これは手続上、明らかに委員長の権限違反になる話である。その辺の整理をしていただきたい。

田村委員

請願者に委員会における発言の機会を付与することができるように決定した際、私が議運委員長であった。

まず、3点目から確認させてもらおうと、請願が委員会に付託されてから委員長が判断している。そこは間違えないでいただきたい。事務局が、請願者が発言を希望するか否かを確認し、希望があった場合には、委員会で発言できる可能性もある旨の通知を送っているだけである。今回の場合、委員会に請願が付託された後、委員長が判断している。

次に、今回はハツ場ダムに関する議案を先に審議し、ハツ場ダムに関する請願はみなし採決となった。請願者が発言する機会はずなかつたということをも十分認識いただきたい。

なお、この取扱いを決定したときの趣旨は、県政に関する請願のうち内容を確認すべきものがあつたときに、請願者の発言を求められるようにしておこうというものであつた。そういう場合に、請願者にお越しいただき、御意見を伺おうという意味であるので、間違えないでいただきたい。

菅委員

みなし採決の手続前に、請願者に発言の機会が設けられる可能性もあるということを、委員長が判断するというのは、付託を受けていないので、厳格に言えば違反であると私は認識している。また、そのルールの在り方自体が、請願者の発言の機会を保護するために、早めに請願者に連絡することを求めているのだと認識している。しかし、それはあくまで議会側の勝手な都合であつて、そういう手続をするならば、やはり請願を先に付託すべき筋の問題だと考える。

田村委員

議会運営の認識が全くなされていないのが問題点である。

請願が提出されて、委員会に付託されるのが一般質問最終日である。その前に、事務局が請願を受けた段階で、委員会での発言を希望するか否かを確認する。どの委員会になる

などとは言っていない。確認を取った上で、委員会で発言の機会が付与される可能性があるという旨の手紙を送っているだけである。委員会における請願者の発言の可否は、委員会に付託された後、委員長が判断している。全く問題ないと思う。

委員長

整理させていただく。委員会における請願者の発言の機会の付与については、昨年度決定されたとおりに運用していくことでよいか。

村岡委員

菅委員の意見も大事なことだと思し、田村委員の発言も聞いた。委員長が決めることが前提となっているが、付託をされてから委員長が判断し、発言の許可・不許可を請願者に連絡するという時間的なことも考慮すると、改善すべき点があると私は考える。是非、12月定例会までに、何らかの形で、改善すべき点は改善するよう、委員長として検討してほしい。

委員長

今申し上げたように、委員会における請願者の発言の機会の付与については、昨年度決定されたとおりに運用していくことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議事を進行させていただく。

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

5 意見書・決議案についてだが、去る10月3日(月)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱18件(意見書16件、決議2件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案9件(意見書8件、決議1件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

なお、環境農林委員長から、環境農林委員の連名で決議1件を提案したい旨の報告があったので、御報告申し上げます。

委員長

次に、(2) 議員派遣についてのア 第16回都道府県議会議員研究交流大会への派遣についてだが、お手元の資料4のとおり、議運委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 議会図書室の運営等に関する調査についてだが、お手元の資料5のとおり、議運委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

田村委員

その他の件であるが、一つお願いしたい。

本県議会が会派制を採っているにもかかわらず、最近、委員会における表決が同一会派内ではばらばらになることが多い。また、議運で採決区分を確認しているにもかかわらず、本会議で表決を間違える議員が多すぎる。議員の表決というのは大変重要なことなので、その辺の徹底を各会派にお願いしたいと思う。

委員長

ただ今、田村委員から意見があった。議員の表決というのは非常に重みがあるので、各会派におかれても改めて確認いただくようお願いする。

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1) 欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、82番鈴木弘議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2) 次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、31番秋山文和議員から第92号議案、第94号議案、第100号議案、第101号議案、第104号議案及び第105号議案に対する反対討論、17番石川忠義議員から第92号議案に対する賛成討論、58番中屋敷慎一議員から第105号議案に対する賛成討論、5番木下博信議員から第105号議案に対する反対討論、32番菅原文仁議員から第105号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る9月23日の議運において説明のあった、人事案件についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての（１）案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（４）委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（５）討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（６）採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の（１）12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月2日（金）～22日（木）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。